# 序 章 計画策定にあたって(計画概要)

#### 1.計画の趣旨

21世紀における国民健康づくり運動として、国は「健康日本 21」を提唱し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発病を予防する「一次予防」を重視する取組が推進されてきました。平成 25 年度から平成 34 年度までの「健康日本 21(第 2 次)」では、21世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変わり、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費は、約3割となる中で、高齢化の進展により、ますます病気や介護の負担は増加し、これまでのような高い経済成長が望めない可能性があり、疾病による負担が極めて大きい社会となる』ととらえ、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展など重症化予防を重視した取組を推進するために、下記の5つの基本的な方向が示されました。

- (1)健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2)生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3)社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4)健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5)栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

高森町では、健康増進法及び食育基本法に基づき、町の現状や健康課題を明らかにした上で、平成25年度に「健康たかもり21計画」、平成30年に第2次データヘルス計画を策定し、子どもの頃からの生活習慣病予防や食育推進、心と体の健康づくりや介護予防の取り組みを推進してきました。これまでの取組の評価、及び新たな健康課題を踏まえて健康増進計画(健康たかもり21)を策定します。また、この計画の推進にあたっては、健康増進に関連する町の各種計画「保健事業実施計画(データヘルス計画)」等との整合性を図るものとします。

#### 2.健康増進計画の位置づけ

この計画は、高森町総合計画を上位計画とし、町民の健康の増進を図る為の基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

保健事業の効率的な実施を図る為、生活習慣病予防をめざす適正な食品(栄養素)摂取が実践できる力を育む食育計画と一体的に策定し、医療保険者として実施する保健事業、健康増進事業と連携して取り組みます。

また、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画や市町村健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業(支援)計画、高齢者保健事業の実施計画、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画との十分な整合性を図るものとします。(図表 1)

# 図表 1 健康増進計画とその他法定計画等との位置づけ

#### 法定計画等の位置づけ

		※健康増進事業室施者とは、健康保険法、国民健康保険法、共済組合法、 労働安全衛生法、市町村(母子保健法、介護保険法)、学校保健法				人类但哈市业
	健康増進計画	データヘルス計画 (保健事業実施計画)	特定健康診査等 実施計画	医療費適正化 計画	医療計画 (地域医療構想含む)	介護保険事業 (支援)計画
法律	健康增進法 第8条、第9条 第6条 <u>健康增進事業実施者(※)</u>	国民健康保険法 第82条 健康保険法 第150条 高確法 第125条	高齢者の医療の確保に 関する法律 第19条	高齢者の医療の確保に 関する法律 第9条	医療法 第30条	介護保険法 第116条、第117条、 第118条
基本的な 指針	厚生労働省 健康局 <u>令和5年4月改正</u> 国民の健康の増進の総合的な 推進を図るための基本的な方針	厚生労働省 保険局 <u>令和5年9月改正</u> 「国民健康保険法に基づ(保健事業の 実施等に関する指針の一部改正」	厚生労働省 保険局 全和5年3月改正 特定健康診査及び特定保健指 導の適切かつ有効な実施を図る ための基本的な指針	厚生労働省 保険局 <u>令和5年7月改正</u> 医療費適正化に関する施策 について基本指針	厚生労働省 医政局 <u>令和5年3月改正</u> 医療提供体制の確保に関する 基本指針	厚生労働省 老健局 <u>令和5年改正予定</u> 介護保険事業に係る保険約 付の円滑な実施を確保するた めの基本的な指針
根拠·期間	法定 令和6~17年(12年) 2024年~2035年	指針 令和6~11年(6年) 2024~2029年	法定 令和6~11年(6年) 2024~2029年	法定 令和6~11年(6年) 2024~2029年	法定 令和6~11年(6年) 2024~2029年	法定 令和6~8年(3年) 2024~2026年
計画 策定者	都道府県:義務 市町村:努力義務	医療保険者	医療保険者:義務	都道府県:義務	都道府県:義務	市町村:義務 都道府県:義務
基本的な 考え方	全ての国民が健やかで心豊かに 生活できる特続可能な社会の実 現に向け、誰一人取り残さない健 康づくりの展開とより実効性を持 つ取組の推進を通じて、国民の健 康の増進の総合的な推進を図る。	被保険者の健康の保持増進を目的 に、健康・医療情報を活用しPDCA サイクルに沿った効果的かつ効率 的な保健事業の実施を図るための 保健事業実施計画を策定、保健事 業の実施及び評価を行う。	加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、特定健康 診査の効率的かつ効果的に実施するための計画を作成。	持続可能な運営を確保するため、 保険者・医療関係者等の協力を 得ながら、住民の健康保持・医 療の効率的な提供の推進に向 けた取組を進める。	医療機能の分化・連携の推進 を通じ、地域で切れ目のない医療の提供、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保。	地域の実情に応じた介護給 等サービス提供体制の確保 及び地域支援事業の計画的 な実施を図る。 ・保険者機能強化 ・高齢者の自立支援・ 重度化防止
対象年齢	ライフステージ (乳幼児期、青壮年期、高齢期) ライフコースアプローチ (胎児期から老齢期まで継時的)	被保険者全員 特に高齢者割合が最も高くなる時期に 高齢弱を迎える現在の育年期・壮年期 世代の生活音儀病の改善、小児期から の健康な生活音慣のな話。小児期から の健康な生活音慣でいりにも配慮		すべて	すべて	1号被保険者 65歳以上 2号被保険者 40~64歳 特定疾病(※) ※初老期の認知症、早老症、 骨折・骨粗軽症、 パー・エンン病関連疾患、 他神経系疾患
対象疾病	メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満	メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満	メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満	メタボリックシンドローム		
	糖 尿 病糖尿病合併症 (糖尿病肾症) (糖尿病腎症) 循環器病 高血圧脂質異常症 虚血性心疾患 脳血管疾患	糖 尿 病糖尿病性腎症高 血 圧脂質異常症 虚血性心疾患 脳血管疾患	糖 尿 病糖尿性病腎症高 用質異常症 血性心疾患 脳血管疾患	糖尿病等 生活習慣病の 重症化予防	5疾病 糖尿病 心筋梗塞等の 心血管疾患 脳卒中	要介護状態となることの 予防 要介護状態の軽減・悪化 防止 生活習慣病 虚血性心疾患 ・心不全 脳血管疾患
	慢性閉塞性肺疾患(COPD) が ん ロコモーティブシンドローム 骨粗鬆症 こころの健康(うつ・不安)				がん 精神疾患	認知症 フレイル 口腔機能、低栄養
評 価	「健康寿命の延伸」 「健康格差の縮小」 51目標項目 ○個人の行動と健康状態の改善に 別する目標 1生活管標の改善 生活管標のというの発症予防・ 重症化予防 3生活機能の維持・向上 2世景で観のの向上 1社会とのつながり・4の健康の 維持・向上 2目然に健康になれる環境づくり 3課生がアウセスできる健康増進の 基盤整備 0ライフコース 1 こども、2 高齢者、3 女性	()事業全体の目標 中長期目標/短期目標の設定 健康日本21の指標等参考 (2)個別保健事業 中長期目標/短期目標の設定 アウトカム評価、アウトブット評価 中心 参考例 全都道府県で設定が望ましい 指標例 〈アウトカム〉 メタボリックシンドローム減少率 HbA1c8.0以上者の割合 〈アウトブット〉 特定健診実施率	①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率 ③メタボリック該当者・ 予備群の減少	(住民の健康の保持推進) ・特定健能家疾施率 ・特定健健指導実施率 ・メタボ接触等・予備群の減少率 ・生活習慣病等の重症化予防 の能者の心身機能の低下等 に起因した疾病予防・介護 予防の推進 (医療の効率的な提供の推進) ・後発医薬競品の使用促進 ・医療資源の効果的・効率的な活用 ・返療・介護の連携を通じた効果的・効率的な活用 は現代の推進	①5疾病・6事業に関する目標 ②在宅医療連携体制 (地域の実状に応じて設定)     6事業  ①教急医療 ②災害時における医療 ③小き地医療 ④側度制限度 ⑤小児医療 ⑥新興感染症発生・まん延時 の医療	①PDCAサイクルを活用にする保険者機能強化に向けた体制等(地域介護保険事業)②自立支援・重度化防止等(在宅医療介護連携、介護予防、日常生活支援関連)③介護保険運営の安定化(介護給付の適正化、人材の確保)
補助金等		保健事業支援・評価委員会(事務局:国保連合会)による計画作成支援 保険者努力支援制度(事業費・事業費連動分)交付金		保険者協議会(事務局:県、国保連合会)を通じて、 保険者との連携		地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金 保険者機能強化推進交付金

# 3.計画期間

計画期間については、データヘルス計画、特定健康診査等実施計画が令和6年度から令和11年度までを次期計画期間としていることから、これらとの整合性を図る観点から、計画期間を令和6年度から令和11年度の6年間とします。

# 4.計画の対象とライフステージ

この計画は、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、 全住民を対象とします。